

「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標の算出結果

※改正（平成 28 年 3 月）後の規格により算出しています。

○水道事業ガイドラインとは

水道事業ガイドラインは、水道事業（水道用水供給事業及び簡易水道事業を含む。以下同じ。）の定量化によるサービス水準の向上のために制定された日本水道協会規格である。

本ガイドラインでは、「安全で良質な水」、「安定した水の供給」、「健全な事業経営」の3分類の観点から、事業内容を客観的に把握するための業務指標（Performance Indicator）とその算出方法が示されている。

○業務指標（Performance Indicator）の概要

(1) 水道サービスの目的を達成し、サービス水準を向上させるために、水道事業全般について多面的に定量化するものである。



<水道事業ガイドラインにおける目標と業務指標>

目 標	ガイドライン 業務指標数	水道用水供給事業者が 適用/準用するもの	
		水道用水供給事業者が 適用/準用するもの	当企業団の水道用水供給 事業で適用するもの
安全で良質な水	17	13	13
安定した水の供給	57	45	44
健全な事業経営	45	35	35
合 計	119	93	92

(2) 本規格は、抽象的な事業活動の定量化を目的としたものであり、また業務指標の比較・判断には背景情報（CI）を考慮する必要がある。そのため、一概に基準値は決められないことから、ベンチマークは示されていない。

○備考

(1) 水道用水供給事業においては、上記指標の算出に当たっては、次の表の「定義上の用語」欄に掲げる用語を、「読み替え後の用語」欄に掲げる用語に読み替えている。

定義上の用語	読み替え後の用語	関係する指標
給水栓	送水幹線上の検査地点	A103～A109
配水池	浄水池	A203、B113、B604
配水量	給水量	B105、B110～B113、B303
	給水量及び振替水量	B104、B106、B608
	送水量	B301、B302
配水能力	給水能力	B608

(2) 色付き（灰色）のセルは、水道用水供給事業者への適用がないため、算出していない。